

文 教 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和6年3月21日（木）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（8名）

委員長	浅川	のぼる
副委員長	沢田	けいじ
理事	宮崎	こうき
理事	白石	英行
理事	岡崎	義顕
理事	板倉	美千代
委員	千田	恵美子
委員	市村	やすとし

4 欠席議員（1名）

理事	宮野	ゆみこ
----	----	-----

5 委員外議員

副議長	田中	香澄
-----	----	----

6 出席説明員

成澤 廣 修	区長
佐藤 正 子	副区長
加藤 裕 一	教育長
大川 秀 樹	企画政策部長兼保健衛生部・文京保健所参事
竹田 弘 一	総務部長兼保健衛生部・文京保健所参事
新名 幸 男	教育推進部長
横山 尚 人	企画課長
猪岡 君 彦	政策研究担当課長

進 憲 司	財政課長
日比谷 光 輝	広報課長
武 藤 充 輝	総務課長
坂 田 賢 司	契約管財課長
大 畑 幸 代	整備技術課長
宇 民 清	教育総務課長兼真砂中央図書館長
中 川 景 司	学務課長
宮 原 直 務	教育推進部副参事

7 事務局職員

事務局長	小 野 光 幸
議事調査主査	下 笠 由美子
主 任	糸日谷 友

8 本日の付議事件

(1) 付託議案審査

- 1) 議案第83号 文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他工事請負契約の一部変更について

(2) その他

午後 4時00分 開会

○浅川委員長 それでは、皆さん、おそろいになりましたので、文教委員会を開会いたします。
委員等の出席状況ですが、宮野委員は入院のため欠席です。理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしています。

○浅川委員長 理事会についてですが、必要に応じて、協議して開催したいと思います、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 本日の委員会運営についてですが、付託議案審査1件、その他、本会議での委

員会報告について、委員会記録について、閉会、以上の運びにより、本日の委員会を運営したいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されるように御協力をよろしくお願いします。

○浅川委員長 それでは、付託議案審査1件。

議案第83号、文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他工事請負契約の一部変更について。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました、議案第83号、文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他工事請負契約の一部変更について、提案理由を御説明いたします。

議案集データ(4)の13ページ及び工事変更概要のデータを御覧ください。

本案は、工事の内容の変更等に伴い、契約の一部を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

契約金額につきましては、変更前の金67億2,130万8,000円から金72億4,361万円に変更するものでございます。

よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますよう、お願いいたします。

○浅川委員長 それでは、御質疑のある方は挙手をお願いします。

岡崎委員。

○岡崎委員 今回の契約金額の増額ということで、このうち、3項目ありまして、特に1項目のいわゆるインフレスライド条項が約5億円ということはお聞きいたしました。5億って結構大きな額になると思うんですけども、当然だと思いますが、事業者が言ってきたことに対して、確認とかチェックは当然したと思うんですけども、それはどのように確認されてきたのか、お伺いいたします。

○浅川委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 今回のインフレスライド、(1)の部分になりますけれども、4億9,800万円ほどの変更となっております。契約変更に当たっては、まず受注者のほうから区に対して、

契約金額の変更の請求というのを受けます。それに基づきまして、その請求日以降の基準日というのを決めまして、その基準日以降に残っている工事に対して、工事費の変動を区としても確認をし、協議を行い、変更するといったものになります。

受注者のほうから請求額として上がってきたものそのものを変更の金額とするものではなく、区としても、区が算定、積算に使っている単価の上昇の状況ですとか、あとは、刊行物等を用いてその物価上昇等の確認をし、改めて積算をして上昇率というのを確認し、その金額を相手に提示をしまして、協議をし、合意をした金額がこの金額といったことで、適正な金額を今回変更させていただくものでございます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。施工者、事業者から言ってきたものだけじゃなくて、文京区としてもしっかりその辺は精査をされて、この金額になったということで、当然、妥当というような——妥当というか、そっちから出しているんですから、という経過を踏みながら、この金額になったということで、分かりました。ありがとうございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 私からは、(2)と(3)について質問させていただきたいと思います。

(2)のアスベストのほうですね、1,100万円と聞いております。この5億円の中で1,100万円という金額は少ないほうではありますが、やはり文京区民の税金を使うということでは大変重みのあるお金だと認識しております。

それで、アスベストなんですけれども、この追加工事があったということは、事前調査していても分からなかったのかということ。

アスベストのほうは、3段階、レベル1から3までありますが、最初の段階ではレベルどの辺であったか、また追加がレベルどのぐらいであったかということと、今回1,100万円の追加ですが、最初はもともと幾らであったか。

そして、アスベストは毎回同じようなことが起こっていると思うんですけれども、教訓として、もっと事前に分かる調査というか、そういうのは改善していかないのか、その辺をお聞かせください。

○浅川委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 アスベストの今回追加分ということになるんですけれども、区としても、今回解体での変更になるんですけれども、解体に当たっては、設計というものをしまして、事前にどこにアスベストの建材が使われているかというのを分析等も行い、また現地の確認

等を行い、その撤去というのを当然見込んでいるんですけども、どうしても天井の内側に隠れている配管の保温材ですとか、そういったものも図面からある程度拾ってはいるんですけども、図面から拾い切れない部分というのが出てきたりということがありまして、そういった事前に分からなかったものを、こういった工事の中で変更をしていくことが多いんですけども、事前に分からなかったものが毎回変更になっているといったものでございます。

それから、事前の金額は、ちょっとすみません、手持ちで今持っていないんですけども、いろいろ外壁、それから床、壁等、あらゆる建材に今使われておりますので、それはレベル2とかレベル3が中心になって、飛散しないようなものが中心にはなっておりますが、そういったものをもととの工事の中でも見込んでおり、それぞれに応じた適切な対応というのをして撤去しているところでございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 (3)についても似たような質問になってしまうんですけども、やはりこういうものって、事前調査というのは非常に難しい内容になるのでしょうか。

○浅川委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 これは、地中障害といわれる地面の下にあるものの撤去が追加で必要となったというものですので、もちろん、図面の中で建物の基礎部分ですとか、そういう撤去しなくてはいけないものというのは当然見込んでおりますし、周りの擁壁ですとかそういったものも撤去の対象として考えているんですけども、図面に載っていない、当時、建物があつた1個前の建物の基礎とかがちょっと部分的に残っていたりですとか、あとはコンクリートのガラというのを、当時、どういった事情が分かりませんが、廃棄しないで、そこに残っているようなものとかもありますので、そういったものはやはり当初から見込めないものとして、今回、撤去するといったものでございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 分かりました。(2)のアスベストに関しても、非常にアスベストは肺に入ると危険なものですし、工事されている方も、うまくやっていると被害を浴びてしまうので、その辺は、文京区のアスベストの工事に関しては、非常にレベルが高いということはいろんな区から聞いております。私、アスベストのずっと支援団体にも入っておりましたので、いろんな状況は把握しているんですけども、ぜひ、工事される方もアスベストの被害がないように工事をやっていただけたらと思います。

(3)についても、やはり危険なものは取り除いて、安全な建物を造っていただくことをお願いしたいと思います。

以上です。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 もう意見開陳みたいになってきちゃったんですけども、1つ目のところについては、インフレスライドの件については、公契約条例を施行する本区として、きちんと働いている方々に行き届くようお願いをしたいと。

アスベストについても、今の質疑なので、どうしてもうちの議員控室、壁をぶち抜いただけでアスベストが出てきてしまうので、いかなるところでも出てきてしまうというのは分かっておりますので、きちんと工事をしていただくと。

3つ目の設計図に記載のない地中梁というやつなんですけれども、昔の地図をずっと見にいて、柳町小学校、大正より前に、明治にまで戻っていかないと、あの土地が文京区の土地じゃなかったのかどうか分からないんですけども、柳町小学校ができたのが、そのぐらい古いんですね。1期工事のほうの、いわゆる幼稚園側が解体のときに出てくるというのは、多分あの辺は違ったので、分かるような気がするんですけども、今回出てきた、設計図に記載のない地中梁というのは、やっぱり本区が建てた昔の学校の梁であって、なおかつ昔過ぎて分からないということなのか。その辺の分析はどういうふうにされているのかだけ、教えてください。

○浅川委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 ここに記載している、設計図に記載のない地中梁というのが、プールが外にあると思うんですけども、そのプールの基礎の部分に地中梁があったということで、それがちょっと図面に記載がなかったのも、そういった梁がないものとして設計をしていたんですけども、実際に解体してみたらそれがあったといったものでございます。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 別に詳しく聞くつもりはないんですけども、それはプールのために造った梁なんですかね。ああ、なるほど。では、昔の工事は、きちんと安全に造られていたということがよく分かりました。今回もよろしくお願いしたいと思います。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 今回、柳町小学校・こども森についての契約金額の変更ということで、5億2,230万2,000円増えるということで、当初から比較すると、約7.8%ぐらいの増額になるか

と思うんですけども、(1)に関わることなんですけど、インフレスライド条項を今回適用したのは、この間、何例目になるのか分かりますか。

○浅川委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 この間、最近インフレスライド条項を適用しているものが、どうしても債務負担行為で工期が長期にわたる工事というのが、このインフレスライドの変更の実績がございまして、誠之小学校、明化小学校、児童相談所、それからくすのきの郷といった工事、それからこの柳町小学校も、今回は建築の議決をいただきますが、電気とか排水設備に関しても、インフレスライドを行っております。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 分かりました。それで、このインフレスライド条項なんですけれども、25条の6項のところなんですけれども、ここに書いてあるのは、予期することのできない特別の事情により工期内に日本国内における急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、契約金額が著しく不相当となったときは、発注者、受注者は、前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することができるということで、契約金額が著しく不相当になったということなんですけど、先ほど岡崎委員のほうから、インフレスライド条項を適用していくための流れについて質問があって、御説明がありましたけれども、この契約金額が著しく不相当になったという、その金額がどの程度になったのかということ。

それと、そのように判断をして、協議を始めたのは、いつなのかということ。

それと、先ほど言っていた基準日と請求日、請求日と基準日は同じ日にちになるのかな、その辺はちょっとあるんですけども、その日にちがどうだったのかということ。

あと、ここについては、賃金と資材の高騰だと思うんですけども、それぞれ幾らという数字が出たら、それをお聞かせいただきたいと思います。

○浅川委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 著しく工事費が上がったということに関しては、通常の流れですと、国及び都から、賃金等の変動に対して、工事請負契約書の25条6項を運用するといったような通知文が出まして、それをもって区としても、インフレスライドの対象としますというようなお知らせをして、それをもってこのインフレスライド条項の適用の工事が決まっていくという流れになります。ですので、区として、幾らになったから著しく上がったという判断ではなく、国・都のそういった通知に基づいて適用をしているといったものでございます。

今回の場合は、令和5年1月5日付で、受注者から、契約金額変更についての請求の通知

が区に提出をされております。先ほどもちょっと御説明したとおり、インフレスライド条項の適用に当たっては、基準日を決めて、今回の場合は、請求があった1月5日より後に基準日が設定できますので、1月10日付を基準日としております。その日より後に残っている工事に関しても、既に施工してしまった部分は対象となりませんので、この日付は、柳町小学校の1期工事が竣工し、これから解体及び2期工事に入る前といったタイミングですので、そういったものが対象となる工事契約金額の変更として協議がなされております。

その請求を受け、区としても、1月6日付に、基準日を1月10日にするといったこと、それから協議開始日を6月1日に定めるということを知照してしております。

6月1日に、それまでに区としても受注者から出された金額についての精査等を行い、区としての適正な額というのを算出して、それを6月1日付に通知をし、協議を開始して、本日に至っているといった形です。

この金額の内訳の賃金と、それから材料費の内訳といったものは特段出していなくて、工事を発注するに当たって、この総額を決めるときに細かくいろいろ積み上げて積算というのをやっておりますので、その中で、材料と労務費が一体となって金額を計上しているものもあれば、労務費だけを積んでいたりというのも、それぞれを適正に積み上げた結果の総額として出してしておりますので、それを再度計算し直した結果がこの金額といった形となっております。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 先ほど千田委員がアスベストのところの金額は1,100万円というふうにあれして、3番目のところについてと1番目の、3番目も言ったかしら、金額、聞いたかしらね。1番目と3番目、もう一度金額をお聞かせいただきたいと思います。

○浅川委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 1番目のほうが、正確に申し上げますと4億9,775万円です。3番目に関しては、経費も込みで約600万円といった金額です。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 分かりました。受注者側から請求があったとしても、先ほど区が算定をして金額を決めていくということですが、その上昇率というのは、どんなふうに見込んでいくのかということですね。

○浅川委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 上昇率を見込むといえますか、今回は令和2年3月に当初の契約をして

おりまして、それから基準日となる令和5年1月までの約3年程度の間の上昇率といった形になりますけれども、区の積算で使用している単価がありますので、単価を使って積算しているものについては、単価の入替えをして、令和5年1月時点の単価を使用し、単価以外の見積りですとかそういったものを使っているものに関しては、物価等の刊行物の単価を使用して計算しておりますので、一概に何%上がっているということではないんですけれども、ただ、この積算の基準単価自体は、1.1倍前後上がっておりますし、あとは建築費指数といったものもあるんですけれども、建築工事費全体では1.18倍になっているというようなものもございますので、大体そういったあたりの数字が上昇率ではないかと考えております。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 それで、文京区のこのインフレスライド条項の適用に係る運用基準というところに書いてあるんですが、受注者は請求に当たって、工事主管課と十分な協議を行うことという後に、賃金水準の変動による契約金額が変更された場合は、下請業者との間で締結している請負契約の金額の見直し等を行い、技能労働者への賃金水準引上げ及び法定福利費相当額を適切に含んだ額で下請契約とされるようというふうに書いてあります。

ですので、今回、賃金のところが一番下請の方々との関係になってくると思うんですけれども、きちっと下請事業者にその分が支払われているかどうかという確認が必要になるかと思うんですけれども、その辺はどのようになっているんでしょうか。

○浅川委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 区として、個別に幾ら下請の方にその分が行っているかという確認はしてはいないんですけれども、施工体制台帳というもので、それぞれの下請の方との契約状況というのは、全体としては把握しておりますので、そういったところで適切に対応ができるようにというのを、今後も施工者のほうとも協議というか、しっかり管理をしていきたいと考えております。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 ぜひ、下請の方々ところにきちっとその分が、ちゃんと配分というか、行っているように、そこはしっかり確認をしていただきたいと思います。

それで、工期が令和8年、2026年の11月4日までというふうになってはいますが、今回、このスライド条項を適用したんですが、これからさらに上がっていく可能性がもしかしてあるかもしれないときに、このスライド条項の適用というのは、これ1回で、複数回というか、そういうことも可能なんですか。制度としては可能なんですか。

○浅川委員長 坂田契約管財課長。

○坂田契約管財課長 こちらのスライド条項につきましては、物価水準や主要な工事材料に著しく変動が生じたときに、こういった変更等を受けるものでございますので、特に回数等の制限はございませんので、そういった事情に応じて対応しているものでございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 事情に応じて対応するんですか。そこは事業者さんとどこまで話が詰まっているというか、あるんですか。

○浅川委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 制度としては、請求があれば、また協議をしてということにはなりませんけれども、先ほど来お伝えしているとおりに、協議をした後に、その時点から後に残っている工事費に対しての、そこまでやってしまった工事は対象にならないので、それ以降の工事に対してということになりますし、また今回、令和5年1月時点で一度変更をかけますので、そこからさらに大幅に増加すればそういうこともあるかと思えますけれども、そこは施工者がどう判断するかということになりますし、また請求があった時点には、区としても適正に再度金額というのを判断して、協議をしていくという考えでございます。

○浅川委員長 ほかにありますか。

それでは、沢田副委員長。

○沢田副委員長 私からは1点です。保護者への情報提供について、教育委員会に伺います。

今回の工事の変更は、アスベストと地中埋設物の撤去ということで、工期には変更がないということなんですが、小学校の保護者には情報提供されたんでしょうか。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 今回は、工事の中でその範囲が拡大しているというところがございますので、前提条件として、解体工事を行う段階でアスベストの工事であったりとか、地中障害物の撤去であったりとか、そういったものの御説明のほうは差し上げているところでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 全体の中でということで、個別には情報提供されるおつもりはないというふうにお伺いしたんですが、保護者との信頼関係を考えると、情報はできるだけオープンにさせていただきたいと思ひまして、今回は仮設校舎の増設の説明会なども直近であったと思ひますし、保護者に情報提供する機会があったんじゃないかなと思うんですね。前回の委員会で

も、終わった後で情報提供したのでは遅いというふうに指摘を差し上げたんです。あと、その間の情報のやり取りをPTA、限られた人任せにするのもお互いのためにならないという指摘を差し上げたんですね。これも保護者が後でそんな話は知らなかったですということのないようにするために御指摘差し上げたものなのですが、今回どうお考えでしょうか。

○浅川委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 アスベストの撤去に当たっては、今回、撤去の範囲というか、物が増えておりますけれども、撤去に当たっては、どこの部分に何が使用されているかというのを記載して掲示するといったことになっておりますので、この内容も含め、どなたでも見えるような場所にそういった情報は貼り出してお知らせはしておりましたので、事前にお知らせしてきたといったものでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 今の御説明だと、つまり保護者の方たちは今回アスベストの撤去の範囲が増えますよということを知っている、理解されていると。後で知らなかったということはないということでもよろしいんですかね。つまり、前回も実際——前回というのは、増設のときですよ、仮設校舎の増設の話のときに、後で保護者の方からそんな話は知らなかったという声を聞いたんですね。私自身が聞いたんですけれども。そもそもPTA役員の中にも、PTAが要望書を提出していたことも知らない保護者がいたと聞いているんですね。ただ一方では、それをPTA会員の意見を集約したものと受け止めて意思決定をしていたというのが、おかしいんじゃないかと御指摘をしたんです。うがった見方かもしれませんが、前回のその増設の話というのは、まるで教育委員会が意思決定のお墨つきのためにPTAを利用したかのように見えるわけです。今後もこういうやり方を続けるおつもりなのか、改めてお伺いしたいんですが。

○浅川委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 前回の際にも御答弁差し上げた内容と繰り返しになりますが、PTAの御意見を基にして、今回の——今回、こちらは本体になりますけれども、仮設校舎の増築を決定したものではありません。PTAからの御意見というのは、その学校の中での活動をされていらっしゃる、PTAの中の皆様が学校環境もよく御存じ、また学校との打合せもよくされていらっしゃるの、そのPTAからの御意見を参考にしているということは、前回、御答弁差し上げたとおりです。その点につきましては、今後も継続してしっかりと重要な御意見として扱っていききたいと考えております。

また、全体への周知につきましては、文書による周知であったりとか、説明会による周知であったりとか、いろいろな方法があると思いますので、今後も丁寧に御説明を進めていきたいと考えております。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 最後なんです、その重要な意見として扱っていただくことが本当に適切なのかということを申し上げたいんです。何度も申し上げていますが、PTAは任意加入の団体ですし、ボランティア団体なので、PTAの規約には、当然、保護者の代表なんて書いていないわけですよ。こんなふうに使われると困ると思うんです。ちょっと表現を間違えました。そういうように使われると、PTAの皆さん自身がそれによって振り回されたり、逆にその会の内部で無用な衝突や分断を抱えたりして、実際に困るんじゃないかと思うんですよ。ですので、今後の情報共有のやり方について、今の方法で、そういうやり取りのやり方でいいのかどうかをまず保護者の皆さんに、PTAの皆さんにじゃないですよ、保護者の皆さんに意見を聞いていただきたいというのが私からの、これ1つだけですけれども、お願いです。

以上です。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○市村委員 議案第83号ですが、今回、請負契約の一部変更について、御説明をいただきました。工事内容の変更及びインフレスライドによる契約金額が増額したものであるということを確認いたしましたので、自民党、賛成いたします。

○浅川委員長 公明党さん。

○岡崎委員 公明党、議案第83号、賛成いたします。

○浅川委員長 維新文京さん。

○宮崎委員 議案第83号に関しましては、インフレスライドに関しましては、事業者と区の間でしっかり協議して、国・都の通知に基づいた適正価格であるということ。あとは、アスベストに関しましても、空中に飛散した石綿繊維を長期間大量に吸入すると肺がんや中皮腫の要因になるとも言われていることから、健康被害につながる案件ということでも十分注意して、こちら対応に当たっていただきたいと思います。

また、引き続き、変更された点や工期の進捗状況に関しましては、歩行者や近隣の方への

説明周知を迅速に行っていただきたいということを添えまして、日本維新の会文京区議団は、議案第83号に関しましては賛成いたします。

○浅川委員長 日本共産党さん。

○板倉委員 先ほどもお願いをしましたが、インフレスライド条項で引き上がった金額については、下請の方々のところきちっとそれが行っているかどうかの確認をぜひやっていただきたいということと、アスベストについては、新たなアスベストが見つかったという点では、すごくアスベストについては皆さん慎重なというか、意見を多くの皆さんが持っているわけですので、そうした情報もきちっと出していただいて、安全に工事が行われますようにということをお願いながら、議案第83号、賛成をいたします。

○浅川委員長 AGORAさん。

○沢田副委員長 AGORAは、先ほど申し上げましたとおり、今後も適切に、つまり当事者である保護者の方たちから後で知らなかったとかと言われてたり、それによって不信や不安を生むようなことのないように、しっかりと情報提供しながら進めていただきたいと。

あと、先ほど板倉委員のほうから下請契約の話がありましたが、公契約条例もこれから始まりますし、今回も十分に配慮いただいて進めていただきたいと意見を申し添えまして、議案第83号、賛成いたします。

○浅川委員長 それでは、議案第83号の審査結果を御報告いたします。

賛成7、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

○浅川委員長 その他に入ります。

本会議での委員会報告について。文案の作成については、委員長に御一任願いたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 委員会記録について。本日の委員会記録については、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 それでは、以上をもちまして文教委員会を閉会いたします。

午後 4時34分 閉会